

○国土交通省大臣官房官庁営繕部総合評価委員会規則について

平成18年9月11日 国 営 管 第 1 7 6 号
国 営 計 第 7 6 号
国 営 整 第 7 2 号

最終改正 平成25年4月8日 国 営 管 第 1 5 号 - 2
国 営 計 第 4 号 - 2
国 営 整 第 7 号 - 2

大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部長 から 大臣官房官庁営繕部計画課長 あて
大臣官房官庁営繕部整備課長
大臣官房官庁営繕部設備・環境課長

総合評価落札方式における技術提案の審査にあたっては中立かつ公正な審査を確保することが必要であるが、総合評価落札方式のより一層の拡大及び充実と手続の透明性及び競争性の向上を図るため、別添のとおり国土交通省大臣官房官庁営繕部総合評価委員会規則を定めたので通知する。

国土交通省大臣官房官庁営繕部総合評価委員会規則

国営管第176号
平成18年9月11日 国営計第76号
国営整第72号

国営管第15号
最終改正 平成25年4月8日 国営計第4号
国営整第7号

(趣旨)

第1条 本規則は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)第8条第1項の規定に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(平成17年国土交通省告示第983号)第2の4及び第2の7に基づき、工事の総合評価方式並びに建設コンサルタント業務等の総合評価方式及びプロポーザル方式における技術提案の審査・評価を中立かつ公正に行うため、国土交通省大臣官房官庁営繕部に総合評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、国土交通省大臣官房官庁営繕部長(以下「部長」という。)の委嘱に基づき、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 官庁営繕部の当該年度における総合評価落札方式及びプロポーザル方式の実施方針に係る事項
- 二 複数の工事又は建設コンサルタント業務等に共通する評価方法に係る事項
- 三 プロポーザルに付す個別の建設コンサルタント業務等の技術提案書の特定に関する事項
- 四 当該年度に発注予定の工事又は建設コンサルタント業務等(プロポーザル方式を除く)のうち、第6条の審査部会で審議する個別の工事又は建設コンサルタント業務等の抽出と当該工事を担当する委員(以下「工事担当委員」という。)又は建設コンサルタント業務等を担当する委員(以下「コンサルタント担当委員」という。)の指名
- 五 第7条のプロポーザル部会で審議する建設コンサルタント業務等を担当する委員(以下「プロポーザル担当委員」という。)の指名
- 六 その他総合評価落札方式及びプロポーザル方式の推進に必要な事項

(委員会の委員及び任期等)

第3条 委員は、中立かつ公正な立場で、客観的に総合評価落札方式及びプロポーザル方式の実施方針その他の審議事項に関し、適切に判断できる学識経験等を有する者(国土交通省(外局及び地方支分部局を含む。)の職員を除く。以下「学識経験者」という。)のうちから、部長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員5人以上で組織する。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 委員は、再任することができる。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長（委員長がいないときは部長）が招集し、原則として毎年度1回以上開催する。

- 2 その他必要に応じて、委員長は委員会を開催することができる。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 委員会は、非公開とし、議事の概要は、公表するものとする。

(審査部会)

第6条 委員会に審査部会として、工事審査部会と建設コンサルタント審査部会の2つの部会を置くことができる。

1 工事審査部会（以下「工事部会」という。）

- (1) 工事部会の部会長は、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課長とする
- (2) 工事部会は、部会長が招集し、第2条第四号で抽出された個別工事における評価方法や応募者の評価について審議する。
- (3) 工事部会は、国土交通省大臣官房官庁営繕部VE審査委員会の構成員及び第2条第四号で指名された工事担当委員で構成する。
- (4) 工事担当委員に事故があるときは、あらかじめ第2条第四号で指名された委員がその職務を代理する。
- (5) 工事部会の庶務は、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課が処理する。
- (6) 工事部会の各担当委員は、審議の結果を委員会に報告する。
- (7) その他工事部会の運営に関し必要な事項は、工事部会において別途定める。

2 建設コンサルタント審査部会（以下「コンサルタント部会」という。）

- (1) コンサルタント部会の部会長は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の課長又は整備課特別整備室長のうち、審議する個別の建設コンサルタント業務等の当該内容を担当する者とする。
- (2) コンサルタント部会は、部会長が招集し、第2条第四号で抽出された個別の建設コンサルタント業務における評価方法や応募者の評価について審議する。
- (3) コンサルタント部会は、建設コンサルタント選定委員会の構成員及び第2条第四号で指名されたコンサルタント担当委員で構成する。
- (4) コンサルタント担当委員に事故があるときは、あらかじめ第2条第四号で指名された委員がその職務を代理する。
- (5) コンサルタント部会の庶務は、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課が処理する。
- (6) コンサルタント部会の各担当委員は、審議の結果を委員会に報告する。

- (7) その他コンサルタント部会の運営に関し必要な事項は、コンサルタント部会において別途定める。

(プロポーザル部会)

- 第7条 委員会に、学識経験者からなるプロポーザル部会（以下「部会」という。）を置くことができる。
- 2 部会は、部会長が招集し、プロポーザルに付された建設コンサルタント業務等の技術提案書の特定に関することについて審議する。
 - 3 部会は、第2条第五号で指名されたプロポーザル担当委員で構成し、プロポーザル担当委員の互選により部会長を置く。
 - 4 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ当該部会に属するプロポーザル担当委員のうちから指名する者がその職務を代理する。
 - 5 部会の庶務は、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課が処理する。
 - 6 部会の各担当委員は、審議の結果を委員会に報告する。
 - 7 その他部会の運営に関し必要な事項は、部会において別途定める。

(意見の具申)

- 第8条 委員会は、第2条各号の事項に関し、改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、部長に対して意見の具申を行うことができる。
- 2 委員会は、前項の意見の具申を行った場合には、公表するものとする。

(委員の除斥)

- 第9条 委員及び各担当委員は、第2条第二号又は第三号、第6条第1項(2)又は第2項(2)及び第7条第2項の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(秘密を守る義務)

- 第10条 委員及び各担当委員は、第2条各号、第6条第1項(2)又は第2項(2)及び第7条第2項の審議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

- 第11条 委員会の庶務は、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課、計画課において処理する。

(雑則)

- 第12条 この規則に定めるものの他、委員会の運営に必要な事項は、委員会に諮って定めるものとする。

附則

(施行期日)

この規則は、平成25年4月8日から施行する。